

長野市成年後見制度利用促進基本計画骨子 (案)

■ ■ ■ 令和2～3年度 ■ ■ ■

長野市

令和2年10月

令和4（2022）年度からの5年間を計画期間とする「第四次長野市地域福祉計画」を策定する際に本骨子の内容を盛り込み（追加・修正等は可能です）、一体的に策定することを予定しています。

これに先立ち「第9次長野市高齢者福祉計画」、「第8期長野市介護保険事業計画」及び「第2次長野市障害者基本計画」の策定が予定されていることから、その際にもこの内容を参考に記載することで、全体の整合を図ることとします。

1 総論

(1) 計画策定の背景と目的

国においては、平成 28（2016）年5月に制定された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下、「促進法」という。）に基づき、平成 29（2017）年3月には成年後見制度利用促進基本計画（以下、「国の基本計画」という。）を策定し、おおむね5年間の間に、市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策等に関する基本的な計画を定めるよう努めるものとしました。

また、超高齢社会の到来による認知症高齢者の急増が見込まれるなど成年後見制度がさらに必要とされる一方、その認知度は十分とはいえない面があります。

これらを背景として、本市の成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に推進していくために、具体的な施策等を定める「長野市成年後見制度利用促進基本計画」を策定するものです。

(2) 計画の位置付け

本計画は、促進法第 14 条第 1 項に基づく本市の成年後見制度の利用促進に関する基本的な計画に位置付けます。

(3) 計画期間と他計画との関係

本計画の計画期間は、策定年度である令和 2（2020）年度から令和 3（2021）年度までの2年間とします。

その後、令和 4（2022）年度からの5年間を計画期間とする「第四次長野市地域福祉計画」を策定する予定であることから、その時点で同計画に本計画を統合し一体的に策定することとします。地域福祉計画と本計画を一体的に策定することには次のようなメリットがあります。

- ① 高齢者や障害者など関連する分野、施策とのつながりを提示することができます。
- ② アンケート調査や評価・見直しを一体的に進めることができます。

関係する計画として、令和 3（2021）年度からの3年間を計画期間とする「第 9 次長野市高齢者福祉計画」、「第 8 期長野市介護保険事業計画」及び、同年度から6年間を計画期間とする「第 2 次長野市障害者基本計画」の策定が予定されていることから、その際には本計画の内容を盛り込むこととします。

なお、本計画は「第五次長野市総合計画」等の上位計画との整合を図り策定することとします。

2 本市の現状と課題

(1)高齢者等の状況・推移

本市の人口は、平成 12 (2000) 年にピークとなり、今後は減少の推計となっています。

本市の高齢化率は、令和元年 10 月時点で 29.4%に達しています。ただし、最も高齢化率の高い鬼無里地区が 58.7%であるのに対し、最も低い古牧地区は 22.4%となっており、地区ごとにはらつきが大きいことが特徴のひとつです。

【図表 1 高齢化率の推移 各年度 10 月 1 日時点】

	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R 元年
人口(人)	383, 639	382, 249	380, 593	378, 351	376, 104
65 歳以上(人)	105, 969	107, 865	109, 018	109, 821	110, 505
高齢化率	27. 60%	28. 20%	28. 60%	29. 00%	29. 40%

認知症高齢者に関しては、令和元年度当初の時点で 12,737 人（要支援・要介護認定者のうち、認知症日常生活自立度ランクⅡ以上）となっており、ほぼ横ばいの状況となっています。なお、高齢者に占める認知症の割合は微減傾向が見られます。

【図表 2 認知症高齢者の推移 各年度 7 月 1 日時点】

	H28 年	H29 年	H30 年	R 元年
認知症高齢者数(人)	12, 713	12, 794	12, 815	12, 760
65 歳以上人口(人)	107, 455	108, 637	109, 537	110, 282
認知症高齢者の割合	11. 83%	11. 78%	11. 70%	10. 22%

障害者の状況をみると、知的障害者はほぼ横ばいとなっています。精神障害者については毎年増加傾向が見られ、3段階ある等級の内訳については重度とされる1級と2級の人数が特に増えています。

【図表 3 知的障害者と精神障害者の推移 各年度 3 月 31 日時点】

	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R 元年
知的障害者(人) 療育手帳所持者(障害児を除く)	2, 742	2, 648	2, 597	2, 676	—
精神障害者(人) 精神障害者保健福祉手帳所持者	2, 859	3, 181	3, 411	3, 675	—

(2) 成年後見制度への取組状況

本市では、平成23年度に長野市社会福祉協議会が「長野市成年後見支援センター」を設置し、嘱託職員人件費等について市が補助金を交付してきました。成年後見支援センターは社会福祉士を配置し、市民からの相談や手続きの支援を行うほか、平成25年度からは低所得者や自然人ではなく組織対応での後見業務が望ましい方のための法人後見を実施しています。

成年後見支援センターの運営に当たっては、長野市成年後見支援センター運営委員会を組織し、司法分野等の関係者により成年後見支援体制の構築を図っています。

【図表4 成年後見支援センターにおける相談件数の推移】

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
相談件数	1,348	1,700	1,131	1,432	1,702	1,290	1,545	1,362

また、親族が後見開始の審判の申立てを行うことができない場合に、老人福祉法、知的障害者福祉法並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、市長が申立（審判の請求）を行っています。

【図表5 市長申立て件数の推移】

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
申立件数 高齢者	4	6	2	3	8	3	6	5
〃 障害者	1	2	2	0	1	3	6	4

(3) 課題

課題その1

国が促進法を制定したことにより、成年後見制度の利用促進に対してこれまで以上に市が主体的に取り組むことが求められており、これまで長野市社会福祉協議会が主体となっていた成年後見支援センターの運営方法などを見直す必要があります。

課題その2

成年後見制度の認知が十分ではないことから、利用促進に向けた更なる周知を図るとともに、より効果的な支援につなげるための地域連携ネットワークの強化が必要です。地域連携ネットワークの強化に当たっては、成年後見支援センター等の中核機関を独自に設置することが難しい町村への支援を視野に入れる必要があります。

課題その3

成年後見制度の利用促進に関して基本的な事項を調査審議するため、審議会その他合議制の機関を設置し、成年後見の利用促進を図る必要があります。

3 基本的な考え方と施策体系

(1) 基本的な考え方

促進法の理念及び国の基本計画における基本的な考え方則り、本計画における成年後見制度利用促進の基本的な考え方を次のとおり定めます。

【本計画における基本的な考え方】

後見制度の趣旨である①ノーマライゼーション、②自己決定の尊重の理念に立ち返り、成年後見を受ける誰もが個人としての尊厳が重んぜられ、その意思決定する際の支援が適切に行われるよう取り組みます。

また、その実現に向けて、地域における需要に的確に対応するとともに、必要な推進体制を整備します。

(2) 施策体系

国の基本計画に示された今後の施策の目標は次の4点になります。

- ア) 利用者がメリットを実感できる制度・運用への改善を進める。
- イ) 全国どの地域においても必要な人が成年後見を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。
- ウ) 不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用する環境を整備する。
- エ) 成年被後見人等の権利制限に係る措置を見直す。

これらのうち市町村の取るべき措置と関連するア～ウに配慮し、また、本市が抱える課題等や本計画における基本的な考え方を踏まえ、本計画の施策体系を次のとおりとします。

◆施策1 成年後見制度の普及促進

◆施策2 成年後見制度の利用に向けた支援の充実

◆施策3 成年後見制度を利用しやすい環境の整備

4 施策の展開

(1)施策1 成年後見制度の普及促進

ア) 成年後見制度に関する広報

- ・市民向け啓発パンフレットの作成・配布
- ・「広報ながの」等への記事掲載
- ・ホームページを通じた制度の周知等

(2)施策2 成年後見制度の利用に向けた支援の充実

ア) 成年後見に関する市長申立手続きの実施

法定被後見人となる対象者のうち、身寄りがなく、又は、虐待その他やむを得ない事情により申立てを行う親族がない場合に、判断能力が不十分な者の財産保護、福祉サービス等利用援助などを行うため、市長が家庭裁判所に法定後見の申し立てを行います。

イ) 市民が主体となった成年後見制度支援

- ・市民後見人の育成・研修会の実施
- ・認知症サポーターやキャラバンメイトの育成

(3)施策3 成年後見制度を利用しやすい環境の整備

ア) 中核機関の充実

①設置主体

長野市社会福祉協議会が設置する長野市成年後見支援センターについて、令和3年度から中核機関として市が設置主体となって長野市社会福祉協議会に運営を委託します。

②組織体制（令和3年度～）

センター長 1名

社会福祉士 1名程度

その他 3名を配置し、相談等に応じます。

③主な機能

中核機関は、成年後見の広報活動や相談を行うほか、成年後見に係る情報・団体の情報を集積し、相互の連携・ネットワークの要としての機能を果たします。

④業務内容

i 広報業務

成年後見制度全般にわたる広報に取り組むとともに、各種団体等が行う広報・周知活動を支援します。

また、各地区の民生児童委員協議会定例会や金融機関への説明会を実施します。

- ii 専門相談業務
成年被後見人・成年後見人いずれからの相談に応じ、適切に成年後見制度を運用するとともに、関係団体等の相談業務の連携を図り、連携ネットワーク機能による相談体制の構築を図ります。
- iii 利用支援・促進業務
月2回のケース方針検討会議を実施するとともに、弁護士等の専門職による困難ケースの検討、後見受任者の検討などを行います。
また、専門職を派遣してニーズを診断するなどきめ細やかに対応します。
- iv 担い手の育成・活動の支援（市民後見推進事業）
市民後見人養成研修修了者の実務研修を実施するほか、法人後見支援員のうち適任者を成年後見人等候補者として家庭裁判所へ申し立て支援を行います。
- v 後見活動支援
後見受任者（親族後見のほか、センターを通じて受任調整した第三者後見人）からの相談を受けるなどの支援を行います。
- vi 不正防止

※国基本計画において掲げられている「不正防止効果」機能については、上述のⅠ～Ⅴの各段階における支援機能が全段階で効果的に機能することによってあらわれる効果であることから、本計画においては具体的な業務として位置付けていません。

イ) 地域連携ネットワークの強化

弁護士等の専門職により構成される長野市成年後見支援センター運営協議会を中心とし、長野市社会福祉協議会、民生児童委員、各地区に設置されている住民自治協議会や企業などと連携し、地域連携ネットワークの強化を図ります。

ウ) 広域利用の検討

本市が中心市となる長野地域連携中枢都市圏において、独自に成年後見制度の中核機関を設置することが困難な町村に対し、長野市成年後見支援センターを利用できるよう検討します。

5 推進体制及び進捗管理

(1) 成年後見に関する基本的な事項を審議調査する審議会

本市が設置する「長野市社会福祉審議会」に成年後見に関する基本的な事項を審議調査する権能を付与することとします。そのため、成年後見制度に関する学識経験者を新たに同審議会委員に委嘱します。

また、同審議会には複数の専門分科会があり、成年後見制度が関連するものとして地域福祉、老人福祉、障害者福祉専門分科会があることから、総合的な審議調査を本会で行い、必要に応じて各専門分科会でも審議調査や報告を行うこととします。

(2) 地域連携ネットワーク協議会

すでに長野市成年後見支援センター運営委員会が地域連携ネットワークの要として機能していることから、同委員会を地域連携ネットワーク協議会と位置付けます。

(3) 地域福祉計画の進捗管理を行う組織の活用

本計画と一緒に策定することとしている地域福祉計画の進捗管理を行う組織として、市民参画組織である「地域福祉計画推進会議」や、府内組織である「地域福祉府内推進会議」を活用し進捗管理を行います。

(4) 地域ケア会議の活用

多様な関係者が連携する地域ケア会議を活用して成年後見制度の普及・促進・利用者支援や地域連携の強化を図ります。

6 指標等

施策ごとに KPI (Key Performance Indicator) を設定し、本計画の進捗に伴う成果を検証します。

施策		KPI	現状値 R元年度	目標値 R3年度
1	成年後見制度の普及・促進	成年後見制度について知っている人の割合	—	—
2	成年後見制度の利用に向けた支援の充実	成年後見人等として選任された市民後見人数	2	5
3	成年後見制度を利用しやすい環境の整備	成年後見支援センター年間相談件数	1,362	1,566

*成年後見制度の認知度は令和2年度まちづくりアンケートにおいて調査予定のため、次期計画から指標化することとします。